

# 多根介護老人保健施設てんぼ一ざん介護予防短期入所療養介護運営規程

## (運営規定設置の主旨)

第1条 社会医療法人きつこう会が開設する多根介護老人保健施設てんぼ一ざん（以下「当施設」という。）が実施する介護予防短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

## (施設の目的)

第2条 介護予防短期入所療養介護は、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の身元引受人の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

## (運営の方針)

第3条 当施設では、介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の身元引受人の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、地域の中核施設となるべく、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその身元引受人に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

## (施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- |              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 施設名      | 多根介護老人保健施設てんぼ一ざん                |
| (2) 開設年月日    | 平成12年3月30日                      |
| (3) 所在地      | 大阪市港区築港3丁目4番25号                 |
| (4) 電話番号     | 06-6599-1616 FAX番号 06-6599-1617 |
| (5) 管理者名     | 刀山 五郎                           |
| (6) 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設(2750480010号)           |

## (従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |          |        |
|----------|--------|
| (1) 管理者  | 1人     |
| (2) 医師   | 1人以上   |
| (3) 薬剤師  | 0.4人以上 |
| (4) 看護職員 | 10人以上  |
| (5) 介護職員 | 24人以上  |

- |     |              |      |
|-----|--------------|------|
| (6) | 支援相談員        | 1人以上 |
| (7) | 理学療法士又は作業療法士 | 1人以上 |
| (8) | 栄養士          | 1人以上 |
| (9) | 介護支援専門員      | 1人以上 |

(従事者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従事者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の介護予防短期入所療養介護計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の介護予防短期入所療養介護計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその身元引受人からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士は、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の介護予防短期入所療養介護計画の原案をたて計画作成後も必要に応じて変更を行う。

(利用定員)

第7条 介護予防短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申し込みをしている当該日の老人保健施設の定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(介護予防短期入所療養介護のサービス内容)

第8条 介護予防短期入所療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理とする。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。  
別添資料（利用者負担説明書）の通りとする。
- (2) 利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）の通りとする。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域を以下とする。

- ①港 区：全域

(身体の拘束等)

第11条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待防止に関する事項)

第 12 条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じる。

- (1) 職員に対する虐待を防止するための研修の実施。
- (2) 利用者及びその身元引受人からの虐待等に関する苦情処理体制の整備。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置として成年後見制度の利用支援等を行なう。

2 当施設は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(褥瘡対策等)

第 13 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 14 条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

(食事)

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 9 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 8 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

(外出及び外泊)

利用者及びその身元引受人は、外出又は外泊しようとするときは、所定の手続きをとって外出外泊先、用件、帰所日時などを管理者に届け出なければならない。

(衛生保持)

利用者及びその身元引受人は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生のため施設に協力しなければならない。

(身上変更の届出)

利用者及びその身元引受人は、住所、保険や身元引受人関係等に変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(施設内禁止行為)

利用者及びその身元引受人は、施設内で次の行為をしてはならない。

1. 宗教や習慣の相違などで他人を攻撃、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
2. 喧嘩や口論、大きな音を立てる等静穏を乱し、他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
3. 指定した場所以外で火気を用いる、又は寝具の上で喫煙をすること。
4. 故意に施設もしくは備品を破損、又はこれらを施設外に持ち出すこと。
5. 施設内の秩序、風紀を乱す、又は安全衛生を害すること。
6. 無断で備品の位置、又は形状を変えること。

(非常災害対策)

第 15 条 消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (2) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上

(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 16 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供中に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(職員の服務規律)

第 17 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 18 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 19 条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会医療法人きつこう会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 20 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 21 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延がすることがないよう、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 22 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族等の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 23 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて利用させない。

- 2 運営規定の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 介護予防短期入所療養介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規定に定めのない、運営に関する重要事項については、社会医療法人きつこう会において定めるものとする。

付 則

この運営規定は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。